

平成21年度「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」の取組結果

別紙

平成21年3月31日策定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

「平成21年度の取組結果と平成22年度における今後の取組」

平成22年3月30日改定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

<p>I 受信環境</p> <p>1 辺地共聴施設（自主共聴（地方公共団体又は組合管理のもの））</p> <p>(1) 施設の把握、働きかけ 未対応の施設が残らないよう、施設の把握、改修働きかけを継続する。 国等の支援策活用が可能なものは円滑に支援</p> <p>(2) デジタル化対応（目標） 次の目標を掲げて取り組む。 現行（平成21年3月末現在）把握の325施設・デジタル化改修済み51施設（15%） 平成22年（2010年）3月時点で約200施設（62%）をデジタル化 平成23年（2011年）3月まで全施設（100%）をデジタル化</p>	<p>I 受信環境</p> <p>1 辺地共聴施設（自主共聴（地方公共団体又は組合管理のもの）） 山間地等の地形によるTV難視聴解消を目的として、市町村または住民（共聴組合）が設置する共聴施設</p> <p>(1) アクションプランの目標等</p> <p>① 平成22年3月時点で、約200施設（62%）をデジタル化 ② 平成23年3月末までに、325施設すべてデジタル化完了</p> <p>(2) 概況</p> <p>① 目標施設数が微増（新設施設） 平成21年3月末 321施設 → 平成21年9月末 341施設 （施設数が321施設→341施設となったことから、目標は211施設（62%）となる） ② デジタル化済みはやや増加 平成21年3月末現在 51施設／321施設（15.7%） → 平成22年3月末 126施設（見込み）／341施設（37.0%） ③ 改修未定はゼロ。全ての施設で対策計画がある。</p> <p>(3) 平成21年度アクションプランの取組結果</p> <p>① 平成22年3月末のデジタル化完了見込みは126施設／341施設（37.0%） （改修済み126施設＋CATV編入（補助金活用）59施設＝185施設／341施設（54.3%） 地方公共団体訪問の働きかけを実施した結果、平成21年4月以降75施設のデジタル化改修が実施され、59施設がICT交付金の活用で改修が行われることとなった。） ② 早期デジタル化計画の策定及び早期改修について地方公共団体等への要請を行ってきたが、新たな難視聴対策等を含め総合的に対策する必要があり平成22年度以降改修予定となった施設や高齢化過疎等により対策困難となった施設により、平成22年3月末現在37%と目標には到達しなかった。 ③ しかしながら、一部の少数世帯施設や現行受信点でのデジタル放送が受信できない共聴施設で世帯あたりの負担が10万円を超える場合は新たに対策困難共聴施設と位置づけ、暫定的難視聴対策事業を利用する予定。（自治体へ照会中）、その他の施設は平成23年3月末までには、国庫補助金による改修又は単独事業による改修、直接受信に切り替え等によりデジタル化に対応する予定である。</p> <p>(4) 平成22年度アクションプラン（改定版）の目標達成のための今後の取組</p> <p>① 未改修施設の状況に応じ、継続して適切な対応を行う。【総通局】 ② 局幹部による首長要請・NHK及びNHKアイテックを同行し自治体訪問を行う。【総通局・NHK・NHKアイテック】 ③ 補助申請、届出、許可申請について適切な指導と助言を行う。【総通局】 ④ 定期的（最低隔月）な進捗管理（電話又はメール）。【総通局】</p>	<p>I 受信環境</p> <p>1 辺地共聴施設（自主共聴（地方公共団体又は組合管理のもの））</p> <p>(1) デジタル化に向けた取組 現行（平成22年3月末現在）、デジタル化改修済み126施設（見込み）／341施設（37%）。 ① 自治体訪問や電話等による指導・助言等を行う。 ② アナログ放送終了まで対策が困難な対策困難共聴施設*については、衛星放送による暫定的難視聴対策を講じられるよう対応を進める。 *当該施設については、引き続き、平成27年（2015年）までに地上系放送による対策を検討する。</p> <p>(2) デジタル化の目標</p> <p>① 平成23年（2011年）3月までに、ほぼ全施設の対応を完了する。 ② 受信局が平成22年度（2010年度）開局のため、受信点調査等が遅れる共聴施設については、平成23年（2011年）7月までに対応を完了する。</p>
--	--	---

平成21年度「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」の取組結果

別紙

平成21年3月31日策定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

「平成21年度の取組結果と平成22年度における今後の取組」

平成22年3月30日改定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

<p>2 辺地共聴施設 (NHK 共聴) NHK共聴については、NHKにおいて計画的に改修等を進めることとする。 現行(平成21年3月末現在)把握の396施設・デジタル化改修済み108施設(27%) 平成22年(2010年)3月時点で約250施設(63%)をデジタル化 平成23年(2011年)3月までに、ほぼ全施設の対応を完了</p>	<p>2 辺地共聴施設 (NHK 共聴) (1) アクションプランの目標等 山間地等の地形によるTV難視聴解消を目的として、NHKが設置する共聴施設 ① 平成22年3月時点で、約250施設(63%)をデジタル化 ② 平成23年3月末までに、396施設すべてデジタル完了 (2) 概況 ① 目標施設数が減少(自主共聴・自治体ケーブル編入により対象外) 平成21年3月末396 → 平成22年3月末 381 平成21年3月末108/395(27.3%) → 平成22年3月末 205(見込み)/381(53.8%) ② デジタル化済み施設 (3) 平成21年度アクションプランの取組結果(平成22年3月1日 NHKに確認) NHKの責任で肅々と改修工事等が進められているが、デジタル受信のための新受信点調査および工事期間の延長、年末閉局の影響で調査や工事開始時期の変更等により、計画が若干遅延している。 (4) 平成22年度アクションプラン(改定版)の目標達成のための今後の取組 ① 工程管理強化により計画に沿って導入を進めるが、自治体ケーブル動向等を見極めながら実行。【NHK】 ② 受信中継局未開局施設については、中継局の開局に併せ改修予定(中継局未開局数 56局)。【NHK】</p>	<p>2 辺地共聴施設 (NHK 共聴) (1) デジタル化に向けた取組 現行(平成22年3月末現在)、デジタル化改修済み205施設(見込み)/381施設(54%)。 NHK共聴については、NHKにおいて計画的に改修等を進める。 (2) デジタル化の目標 平成23年(2011年)3月までに、全施設の対応を完了する。</p>
<p>3 受信障害対策共聴施設(国若しくは地方公共団体管理のもの又はその他一般管理のもの) (1) 施設の把握、働きかけ 未対応の施設が残らないよう、施設の把握、改修働きかけを継続する。 支援策活用が可能なものは円滑に支援する。 (2) デジタル化対応(目標) 次の目標を掲げて取り組む。 現行(平成21年3月末現在)把握の3,350施設(国、地方公共団体管理のものを含まない。)中、デジタル化改修済みは928施設(28%) (国又は地方公共団体管理のものを含めた場合、4,343施設、改修済みが1,326施設(31%)) 平成22年(2010年)3月時点で約1,800施設(54%)のデジタル化 平成23年(2011年)7月まで全施設(100%)のデジタル化 なお、国・地方公共団体管理の993施設は、平成22年(2010年)12月末までに全施設(100%)をデジタル化(5項に再掲)</p>	<p>3 受信障害対策共聴(国若しくは地方公共団体管理のものについては、5で記述) 建築物等によるTV難視聴の改善のため、難視聴の原因者(ビル建て主等)が設置する共聴施設 (1) アクションプランの目標等 ① 平成22年3月時点で、約1,800施設(54%)のデジタル化 ② 平成23年7月までに、3,350施設すべてデジタル化完了 (2) 概況 ① 目標施設数が増加 平成21年3月末 3,350施設 → 平成22年2月末 4,032施設 ② デジタル化済み微増 平成21年3月末 928施設/3,350施設(27.7%) → 平成22年2月末 1,301施設/4,032施設(32%) (3) 平成21年度アクションプランの取組結果 デジタル化「対応済み」(1,301施設)と「計画あり」(674施設)を合わせても1,975施設(49%)であり目標には到達しなかった。 2011年7月完了に向け、デジサポの訪問活動の強化及び一層の周知広報が必要。 (4) 平成22年度アクションプラン(改定版)の目標達成のための今後の取組 ① 説明会、相談会の実施(施設管理者、施設加入者、販売店等)。【デジサポ・総通局】 ② 不在等による未把握施設については、時期や時間帯を変えながら繰り返し訪問するとともに、郵送による文書送付や共聴加入者等への状況把握を行う。【デジサポ】 ③ NHKが管理するデータ等との照合の結果、札幌を中心とした無届施設が2,000施設~3,000施設ほど増加することを</p>	<p>3 受信障害対策共聴施設(国若しくは地方公共団体管理のもの又はその他一般管理のもの) (1) デジタル化に向けた取組 現行(平成22年2月末現在)、4,032施設(※国、地方公共団体管理のものを含まない。)中、デジタル化改修済みは1,301施設(32%)。 [※国又は地方公共団体管理のものを含めた場合、5,056施設、改修済みが2,045施設(40%)] ① 施設管理者に対し、未対応の施設が残らないよう、改修働きかけを継続する。 ② 施設管理者への働きかけのみならず、共聴施設加入者への周知により意識向上を図る。 ③ 関係機関と連携して積極的な広報活動を行う。 (2) デジタル化の目標 ① 平成23年(2011年)7月までに、全施設の対応を完了する。 ② 国・地方公共団体管理の1,024施設は、平成22年(2010年)12月末までに、全施設の対応を完了する。(5項に再掲)</p>

平成21年度「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」の取組結果

別紙

平成21年3月31日策定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

「平成21年度の取組結果と平成22年度における今後の取組」

平成22年3月30日改定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

	<p>想定されることから、訪問活動等を通じデータの精査を行う。【デジサポ・総通局】</p> <p>④ デジサポ、地域相談会社等と定期的（月1回以上）に打ち合せ等を行いより効果的な働きかけに向け指導を行う。 （働きかけの優先順位、手法等）【デジサポ・地域相談会社・総通局】</p> <p>⑤ テレビ、新聞等を活用した広報活動の実施。【総通局・デジサポ】</p> <p>⑥ CATV技術協会、日本ケーブルテレビ連盟へ周知協力要請をする。【総通局】</p> <p>⑦ 新規届出者（名義書き換え）に対し助成金の資料等を交付。【総通局】</p> <p>⑧ 面的周知により「管理簿上デジタル化対応済み」とし取組を進める。【デジサポ】</p> <p>⑨ デジサポの訪問活動の強化及び一層の周知広報について更なる工夫が必要。【デジサポ・総通局】</p>	
<p>4 集合住宅共聴施設（国若しくは地方公共団体管理のもの又はその他一般管理のもの）</p> <p>(1) 施設の把握、働きかけ 対象施設の把握、改修働きかけを継続する。</p> <p>(2) デジタル化対応（目標） 次の目標を掲げて取り組む。 平成22年（2010年）3月時点で約85%をデジタル化 平成23年（2011年）7月まで全施設（100%）をデジタル化 なお、国・地方公共団体管理のものは、平成22年（2010年）12月末までに全施設（100%）をデジタル化（5項に再掲）</p>	<p>4 集合住宅共聴施設（国若しくは地方公共団体管理のものについては、5で記述） マンション等集合住宅等の共聴施設。マンション管理組合、ビル所有者等が設置</p> <p>(1) アクションプランの目標等</p> <p>① 平成22年3月時点で、約12万施設のうち約85%をデジタル化 ② 平成23年7月までにすべての施設をデジタル化完了</p> <p>(2) 平成21年度アクションプランの取組結果</p> <p>① 平成22年3月時点における目標約85%は、ビル陰やマンション等の地デジ化加速に向けて「共聴施設デジタル化緊急対策（第2次）」総務省報道発表（平21.12.2）の集合住宅共聴施設のデジタル化対応に関する市区町村別ロードマップの公表において、北海道は既にデジタル化対応率が96%に達成していることから、平成22年3月時点における目標値を98%に設定したことを受け、この目標値への取組を実施。（市町村別ロードマップのデジタル化対応済み数は、アナログ放送のUHF使用状況等を踏まえたシミュレーション結果からの推計）</p> <p>② 平成22年3月時点における目標98%の達成については、未対応施設の改修施設数の伸びが鈍く97%に留まる結果となった。</p> <p>(3) 平成22年度アクションプラン（改定版）の目標達成のための今後の取組</p> <p>① 進捗が遅い地域においては、自治体の協力を得るうえで、状況確認を行うとともに自治体広報誌での周知を行う。【市町村】</p> <p>② デジサポ活動において集合住宅を訪問し、共聴施設の地デジ受信確認調査を行い施設の所有者や管理組合へのデジタル化の働きかけを図る。【デジサポ】</p> <p>③ 賃貸・分譲住宅において、インターネット対応済み表示などと同様に、地デジ化対応済みであることを明示する「地デジカ・ステッカー」の活用を促すため、関係団体を通じ周知広報を行う。【デジサポ】</p> <p>④ 集合住宅共聴施設視聴者に対し広く認識を頂くために、関係団体の協力による広報誌・会報誌等による周知広報を行う。 【関係団体】</p>	<p>4 集合住宅共聴施設（国若しくは地方公共団体管理のもの又はその他一般管理のもの）</p> <p>(1) デジタル化に向けた取組 現行（平成22年3月末現在）、道内に約12.2万施設存在、デジタル化改修済みは、約11.8万施設（97%）と推定。 ① 引き続き対象施設を把握し、改修の働きかけに努める。 ② 自治体広報等による周知を行う。 ③ 施設の所有者や管理組合へ、デジタル化の働きかけを行う。 ④ 地デジ化対応済みであることを明示する「地デジカ・ステッカー」を活用した取組を行う。</p> <p>(2) デジタル化の目標</p> <p>① 平成23年（2011年）7月までに、全施設の対応を完了する。 ② 国・地方公共団体管理のものは、平成22年（2010年）12月末までに、全施設の対応を完了する。（5項に再掲）</p>
<p>5 公共施設 デジタル化対応（目標） 「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」（H20.7.10 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議決定）を踏まえて、対象施設のデジタル化対応を継続する。 平成22年（2010年）12月末までに全施設（100%）をデジタル化</p>	<p>5 公共施設 国・地方公共団体の施設</p> <p>(1) アクションプランの目標等</p> <p>① 受信障害対策施設 平成22年12月末までに、すべてデジタル化完了 ② 集合住宅共聴施設 平成22年12月末までに、すべてデジタル化完了</p> <p>(2) 平成21年度アクションプランの取組結果</p> <p>① 受信障害対策施設</p>	<p>5 公共施設</p> <p>(1) デジタル化に向けた取組 「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」（H20.7.10 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議決定）を踏まえて、対象施設のデジタル化対応を継続する。</p>

平成21年度「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」の取組結果

別紙

平成21年3月31日策定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

「平成21年度の取組結果と平成22年度における今後の取組」

平成22年3月30日改定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

	<p>ア 施設数が微増 平成21年3月末 993 → 平成22年3月末 1,024 イ 744/1,024施設(73%)が改修済み</p> <p>② 集合住宅共聴施設 ア 道、各市町村の協力による施設数及びデジタル化の状況調査を平成21年9月に実施し、達成率は95%となっている。 イ 平成22年3月末の状況については、道、各市町村の協力により4月末を目標に取りまとめを実施。</p> <p>(3) 平成22年度アクションプラン(改定版)の目標達成のための今後の取組 道、各市町村の協力による実施状況の取りまとめを平成22年10月に実施し、進捗状況及び対応計画の確認を実施。【総通局】</p>	<p>(2) デジタル化の目標</p> <p>① 公共施設(庁舎、学校、公民館、病院、高齢者や障害者の入所する社会福祉施設、国・地方公共団体の管理する集合住宅等)は、平成22年(2010年)12月末までに、全施設の対応を完了する。 ② 受信障害対策共聴施設1,024施設は、平成22年(2010年)12月末までに、全施設の対応を完了する。</p>
<p>6 ケーブルテレビ デジタル化対応(目標) 次の目標を掲げて取り組む 現行(平成21年3月末現在)の13施設・デジタル化改修済み4施設(31%) 平成23年(2011年)初頭までに全施設(100%)をデジタル化 新たな難視地区等の難視聴世帯の巻き取り(可能な範囲)</p>	<p>6 ケーブルテレビ 自主放送チャンネルを有するケーブルテレビ施設</p> <p>(1) アクションプランの目標等 平成23年初頭までに、13施設すべてデジタル化完了</p> <p>(2) 平成21年度アクションプランの取組結果 ① デジタル化済みは8施設 ② 4施設は、改修計画あり。1施設は廃止(戸別受信に移行)</p> <p>(3) 平成22年度アクションプラン(改定版)の目標達成のための今後の取組 未対応4施設のケーブル事業者4者に対し、次の対応を行う。 ① 電話等による定期的な進捗状況の把握を行う(隔月)。【総通局】 ② ヒアリング調査の実施(半年に1回以上)。【総通局】</p>	<p>6 ケーブルテレビ</p> <p>(1) デジタル化に向けた取組 現行(平成22年3月末現在)の13施設中、デジタル化改修済み8施設(62%)。 新たな難視地区等の難視聴世帯の巻き取り(可能な範囲)を行う。</p> <p>(2) デジタル化の目標 平成23年(2011年)3月までに、全施設の対応を完了する。</p>
<p>II 送信環境 1 中継局整備(目標) 平成20年末までに完成した39局所223中継局に加え、中継局ロードマップに沿って平成22年(2010年)12月末までに合計181局所1097中継局の整備を完成させる。 平成21年(2009年)中に、NHK64局所128中継局、民放64局所281中継局の整備 平成22年(2010年)中に、NHK78局所156中継局、民放69局所309中継局の整備 このうち、民放が自力建設困難とする平成21年度(2009年度)建設の22局所95中継局、平成22年度(2010年度)建設の66局所296中継局について、デジタル中継局整備支援事業(国庫補助金)を有効かつ適正に活用する。 ※ 平成21年度分の22局所には、平成20年度補正案件(平取局1局所5中継局)を含む。</p>	<p>II 送信環境 1 中継局整備</p> <p>(1) アクションプランの目標等 中継局ロードマップに沿って平成22年(2010年)12月末までに合計181局所1097中継局の整備を完成 ① 平成21年中に、NHK64局所128中継局、民放64局所281中継局の整備 ② 平成22年中に、NHK78局所156中継局、民放69局所309中継局の整備</p> <p>(2) 平成21年度アクションプランの取組結果 ① 平成21年中の整備は、NHK60局所120中継局、民放60局所265中継局を整備。 ② 平成22年3月末までにNHK102局所203中継局、民放94局所424中継局(合計627中継局)が整備済み。 ③ 目標施設数が減少 平成21年中に、NHK64局所128中継局、民放64局所281中継局の整備。</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓ NHK60局所120中継局、民放60局所265中継局の整備。</p> <p>整備予定中継局の385局を予定どおり整備(補助金活用22局所95中継局を含む)。 (注) 中継局におけるアクションプラン策定時の平成21年12月末までの目標は、NHK、民放ともに64局所としていたが、その後、4局所(えりも局、庶野局、藻南局及び枝幸局)が平成22年へ先送りとなっている。</p>	<p>II 送信環境 1 中継局整備</p> <p>(1) デジタル化に向けた取組 現行(平成22年3月末現在)102局所627中継局を完成。 ① 中継局ロードマップに示す総計157局所1,014中継局について、平成22年末までに確実に完成させるため、工程・進捗管理を適切に行う。 ② 民放が自力建設困難とする中継局については、デジタル中継局整備支援事業(国庫補助金)を有効かつ適正に活用する。 ③ 速やかに受信調査等の地デジ対策が実施できるような中継局整備の前倒し等に努める。</p> <p>(2) デジタル化の目標 平成22年(2010年)中に、NHK55局</p>

平成21年度「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」の取組結果

別紙

平成21年3月31日策定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

「平成21年度の取組結果と平成22年度における今後の取組」

平成22年3月30日改定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

<p>なお、寒冷積雪等を考慮し、開局後速やかに受信調査等の地デジ対策が実施できるよう中継局整備を進める。</p>	<p>④ 上記①とおり、目標達成</p> <p>(3) 平成22年度アクションプラン（改定版）の目標達成のための今後の取組</p> <p>① 年度当初に放送事業者と確認した中継局整備に係る工程スケジュールを着実に遂行するために、定期的（4半期に1回）放送事業者とのヒアリングを行い、進捗の管理を行う。【総通局】</p> <p>② また、許認可での事務手続きの遅延の防止に努めるとともに、効率的な審査が行えるよう、密に放送事業者との情報交換を行う。【総通局】</p>	<p>所110中継局、民放61局所277中継局を整備する。</p>
<p>2 新たな難視地域の調査・対策</p> <p>平成20年末までに実施した新たな難視調査の結果を平成21年3月末までに取りまとめ、平成21年8月までに対策を行う地域、対策手法等を見極め、「地上デジタル放送難視地区対策計画」を公表、対策の検討、対策を進める。以後、開局している中継局に係る同様調査、対策を進める。国の支援等により平成23年春までに対策を行い、デジタル難視聴帯の数の最小化を目指す。</p>	<p>2 新たな難視地域の調査・対策</p> <p>アナログ放送は受信できるが、デジタル放送が受信困難となる「新たな難視」地域の特定と対策計画策定の取組</p> <p>(1) アクションプランの目標等</p> <p>平成21年8月までに対策計画（初版）を公表し、以後、対策を進める。</p> <p>(2) 平成21年度アクションプランの取組結果</p> <p>① 平成21年12月末までに1,013地区について実測調査を実施し、525地区3,893世帯を新たな難視と特定。（08年、09年、デマンド調査の合計）</p> <p>② 難視対策計画として、初版を平成21年8月31日に、第2版を平成22年1月29日に公表した。</p> <p>ア 初版では、75市町村の316地区が「新たな難視」地域と特定されたものの、具体的な対策手法が確定できていないことから、対策手法検討中として公表した。</p> <p>イ 第2版では、対策手法について自治体の合意を得た、37地区、11市町村、729世帯について対策計画を公表した。（中継局の整備 10地区、CATV加入 22地区、共聴施設整備 4地区、高利得アンテナ 1地区）</p> <p>③ 更に、平成21年度において、補助金活用等で対策予定の22市町村については、自治体、住民の合意を得て平成22年7月の第3版の公表を目指す。</p> <p>(3) 平成22年度アクションプラン（改定版）の目標達成のための今後の取組</p> <p>① 地域協での対策手法に係る原案を元に対策計画を策定し関係市町村への十分な説明・相談を通じて、合意を得ることに努める。【総通局、推進協議会】</p> <p>② 地域住民に対する対策手法の説明・合意に向けた計画的な機会の場を確保することに努める。【総通局、推進協議会】</p> <p>③ 個々の難視解消を業務の軸とし、中継局等送信環境整備、共聴やCATV等の受信環境整備、受信者への周知・対応促進に加え、暫定難視対策を含む各種助成支援など複数業務（施策手法）の連携・一体的取組みにより、成果達成の一層の迅速化を図る。【総通局】</p>	<p>2 新たな難視地域の対策</p> <p>新たな難視と特定されている世帯について、対策計画を策定し、デジタル難視聴帯数の最小化を目指す。</p> <p>また、対策計画によっては、対策の工事に一定の期間が必要なため、アナログ放送終了までに対策が困難な世帯*については、衛星放送による暫定的難視対策を講じられるよう対応を進める。</p> <p>* 当該世帯については、引き続き、平成27年（2015年）までに地上系放送による対策を検討する。</p>
<p>3 デジタル混信地域の調査・対策</p> <p>平成21年（2009年）8月までにデジタル混信地域の实地調査を実施し、混信の有無を見極める。以後、開局している中継局に係る同様調査等を進める。</p> <p>混信が生じる地域については、個別の対策計画を策定し、関係者の協力により、具体的対策を進める。</p>	<p>3 デジタル混信地域の調査・対策</p> <p>(1) アクションプランの目標等</p> <p>平成21年夏までに、デジタル混信地域の实地調査を実施。</p> <p>(2) 平成21年度アクションプランの取組結果</p> <p>12地区、6市町村、75世帯をデジタル混信地区として確認している。</p> <p>12地区中、7地区については、ICT交付金によりCATVにより対策を決定。</p> <p>2地区については、共聴施設整備により対策を決定。</p> <p>2地区については、個別受信対策による対策を検討中。</p> <p>残る1地区については、難視地区確定のため検討、協議中。</p> <p>引き続き関係市町村と対策計画策定のため検討、協議中。</p>	<p>3 デジタル混信地域の調査・対策</p> <p>中継局の開局後にデジタル混信が発生した場合は、調査等を実施することとし、混信が生じる地域については、個別の対策計画を策定し、関係者の協力により、具体的対策を進める。</p>

平成21年度「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」の取組結果

別紙

平成21年3月31日策定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

「平成21年度の取組結果と平成22年度における今後の取組」

平成22年3月30日改定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

	<p>新たな難視対策地域と重複する部分もあるため、双方の対策支援策を十分に検討。</p> <p>(3) 平成22年度アクションプラン（改定版）の目標達成のための今後の取組 上記2(3)と同じ。</p>	
	<p>Ⅲ 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及</p> <p>平成22年度アクションプラン（改定版）の目標達成のための今後の取組</p> <p>① 放送事業者の協力の下に放送を活用した周知広報を行う。【放送事業者】</p> <p>② アナログ放送の終了を告知するレターボックスを挿入することによるデジタル放送との差別化を行い視聴者への周知を強化する。【放送事業者】</p> <p>③ 市町村による広報誌、回覧板等による周知広報を継続して行う。【市町村】</p> <p>④ 関係機関と連携を深め幅広い周知広報（会報誌での掲載、ポスターの掲出）を行う。【関係団体】</p>	<p>Ⅲ 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及</p> <p>1 普及への取組</p> <p>① 地上デジタルテレビ放送が受信可能なテレビ等の普及のため、関係機関と連携しあらゆる情報伝達メディア（TV、ラジオ、CATV、広報誌等）を活用した取組を行う。</p> <p>② アナログ放送の終了を告知するレターボックスを挿入することによるデジタル放送との差別化を行い視聴者への周知を強化する。</p> <p>2 普及の目標</p> <p>① 平成22年（2010年）12月末 90%超</p> <p>② 平成23年（2011年）4月まで 95%超</p>
<p>Ⅳ 視聴者保護・支援</p> <p>1 「悪質商法」対策</p> <p>高齢者等の被害防止のための注意喚起、周知活動を関係機関と連携して取り組む</p>	<p>Ⅳ 視聴者保護・支援</p> <p>1 「悪質商法」対策</p> <p>(1) アクションプランの目標等</p> <p>高齢者等の被害防止のための注意喚起、周知活動を関係機関（警察、地方公共団体、消費者協会）と連携して取り組む 平成16年2月から平成21年6月までの悪質商法の発生は、道内6件（全国41件）</p> <p>(2) 平成21年度アクションプランの取組結果</p> <p>① 高齢者等への支援において、悪質商法の事例を関係機関へ連絡を図るとともに周知を実施。</p> <p>② 平成21年度総務省が把握している事案件数、道内0件（全国13件）。</p> <p>(3) 平成22年度アクションプラン（改定版）の目標達成のための今後の取組</p> <p>① デジサポとともに、関係市町村を含め関係機関との連携を進める。【総通局】</p> <p>② デジサポが開催する相談会等を通じて、リーフレット配布の周知活動を行う。【デジサポ】</p> <p>③ 緊急時において迅速に周知が可能な体制の強化を図る。【総通局】</p>	<p>Ⅳ 視聴者保護・支援</p> <p>1 「悪質商法」対策</p> <p>① 視聴者に対する多種多様な支援策が増えていくことから、高齢者等の被害防止のための注意喚起、周知活動を関係機関と連携して取り組む。</p> <p>② 緊急時において迅速に周知が可能な体制の強化を図る。</p>
<p>2 高齢者等への支援</p> <p>自治会、町内会、福祉施設等の場を活用したきめ細</p>	<p>2 高齢者等への支援</p> <p>(1) アクションプランの目標等</p>	<p>2 高齢者等への支援</p> <p>① 多くの対象者に説明を受ける機会を提供す</p>

平成21年度「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」の取組結果

別紙

平成21年3月31日策定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

「平成21年度の取組結果と平成22年度における今後の取組」

平成22年3月30日改定
「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」

かな説明会を行う。高齢者だけの世帯等、個別の支援を要する個々の世帯に対して訪問等による支援を行う。

自治会、町内会、福祉施設等の場を活用したきめ細かな説明会を行い、高齢者だけの世帯、個別の支援を要する個々の世帯に対して訪問等による支援を行う。

(2) 平成21年度アクションプランの取組結果
「高齢者・障害者への働きかけ・サポート事業」の取組として、市町村（町内会）単位での説明会を実施（平成21年6月から平成22年3月まで）。
道内189市区町村で3,510回（全国で7万回）を実施（デジサポの活動目標は達成）。

平成22年3月末までの実績（見込み）

	目標回数	実施数	実施率
説明会回数(回)	3,510	3,900	111.1%
説明会人数(人)	80,054	90,950	113.6%
戸別訪問数(件)	45,030	52,821	117.3%

(3) 平成22年度アクションプラン（改定版）の目標達成のための今後の取組

- ① 多くの対象者に説明を受ける機会を提供するために、放送による説明会の事前案内を行う。【放送事業者】
- ② 市町村による事前案内（広報誌、回覧板）等を継続するとともに地域民生委員への情報提供を行う。【市町村】
- ③ 自治会、町内会、福祉施設等の場を活用した説明会を行う。【デジサポ】
- ④ 各地域イベントとの連携及び民間施設での開催を実施する。【総通局、デジサポ】
- ⑤ 戸別訪問活動として、北海道電機商業組合の地デジサポーターによる働きかけを行う。【デジサポ】

るために、放送・広報誌等による説明会の事前案内を強化する。

- ② 自治会、町内会、福祉施設等の場を活用した説明会を行う。
- ③ 高齢者だけの世帯等、個別の支援を要する個々の世帯に対して訪問等による支援を行う。

3 経済的弱者への支援（地デジチューナー給付等の支援）

(1) 目標等
現アクションプランでは明示されていないが、平成21年度総務省予算で全国約60万世帯分の地デジ簡易チューナー配布等の支援について、平成21年10月に地デジチューナー支援実施センターの設置に伴い、申請受付を開始。

(2) 平成21年度アクションプランの取組結果

- ① NHK、道市町村等の協力の下、道内のNHK受信料全額免除世帯（当該免除世帯になりうる世帯を含む）を対象に周知広報を開始。
- ② 平成21年10月にNHKから受信料全額免除世帯に対し、案内書・申請書の送付を実施。
- ③ 平成22年1月から地デジ受信機器直接送付希望者への送付及び設置工事希望者への工事を開始。

(3) 平成22年度アクションプラン（改定版）の目標達成のための今後の取組

- ① 多くの対象者に周知が行き届くように、関係団体と連携し幅広い周知広報を行う。【地デジチューナー支援実施センター、NHK、道、各市町村、総通局等】
- ② 設置工事希望者の工事実施率が低いと、チューナー支援実施センターにおける体制強化、工事希望者との連絡方法の改善及び新たな連絡手法を検討のうえ実施する。【地デジチューナー支援実施センター、総通局】
- ③ 毎月、地デジチューナー支援実施センターの状況把握を行う。【総通局】

以上

3 経済的弱者への地デジチューナー給付等の支援

- ① 多くの対象者に周知が行き届くように、NHK・市町村と連携し幅広い周知広報を行う。
- ② チューナー設置希望者への円滑な工事実施に向けた取組を行う。